

報道関係者各位

7月2日に市長が LGBT フレンドリー宣言 7月から性の多様性に関する新たな支援制度を実施

茨木市では、性の多様性を理解し認め合い、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現をめざし、7月2日に福岡洋一市長による LGBT フレンドリー宣言（性の多様性を尊重するまちづくり宣言）を行うとともに、7月1日から、新たな支援制度として北摂地域で初となる「パートナーシップ宣誓制度」及び、大阪府内で初となる「パートナーシップ宣誓制度活用補助金」を開始します。宣言及び支援制度の概要は下記のとおりです。

本市ではこれまでも、悩みや生きづらさを抱えている LGBTQ 当事者やその家族、支援者などに寄り添う取組みとして、安心して専門の相談員に電話等で相談できる「いばらきにじいろ相談」や、気軽に話して過ごせる場「いばらきにじいろスペース」（毎月開催）などを実施してきました。今回の宣言を踏まえ、今後も LGBTQ 当事者への支援や環境整備の取組みを一層進めることで、市民の皆様や事業者の皆様など、まち全体に性の多様性への関心や理解を広げてまいります。

■ LGBT フレンドリー宣言（性の多様性を尊重するまちづくり宣言）の概要

市として、性の多様性についての理解促進やセクシュアルマイノリティの支援に取り組むことを宣言するもの。7月2日（土）午後2時から、男女共生センターローズ WAM（茨木市元町4-7）で開催する男女共同参画週間記念講演会の冒頭で、福岡市長が宣言を行います。

【参考】男女共同参画週間記念講演会（オンライン配信のみ参加受付中）《資料1》

- テーマ 夫婦・パートナー関係もそれでいい。
～ 男も女も関係ない！「重要な他者」との関係について考えよう ～
- 講師 「ツレがうつになりまして。」原作者夫妻 細川 貂々（ほそかわ てんてん）さん、望月 昭（もちづき あきら）さん

■ 令和4年7月1日から開始する支援制度

(1) パートナーシップ宣誓制度《資料2》

一方又は双方がセクシュアルマイノリティである二人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合う関係であると宣誓したことを市が証明する制度。

(2) パートナーシップ宣誓制度活用補助金《資料3》

パートナーシップ宣誓制度の民間サービスでの活用を図るため、宣誓した方が住宅ローンのペアローンの申し込み等に必要の公正証書を作成した場合に、その費用を補助（5万円まで）する制度。



受領証見本

■ 福岡洋一市長コメント

今回の宣言を含め、さまざまな「生きづらさ」を抱える方々が自分らしく穏やかに生活できるよう、行政として寄り添う取組みを進めてまいります。



【本件に関する問合せ先】

人権・男女共生課長 電話：072-620-1640